

監 事 の 意 見 書

漁船損害等補償法第 138 条第 4 項の規定において準用する同法第 39 条第 1 項の規定により平成 26 年 6 月 2 日、理事より提出された平成 25 年度事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の各事項について監査しました。その内容は適正なものと認めます。

平成 26 年 6 月 2 日

漁船保険中央会

監 事 吉 川 徳 澄

監 事 大 森 輝 夫

監 事 猪 苗 代 健 一